

平成24年(コ)第141号

中部電力浜岡原子力発電所5号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 西村 榮 外776名

債務者 中部電力株式会社

債権者 準備書面 2

平成25年3月18日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

債権者ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河合 弘 之

弁護士 青山 雅 幸

弁護士 大石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

債権者らは、以下の各事項につき、債務者に対して釈明を求める。

1. (1) 債務者は、浜岡原子力発電所に対し、ミサイル等による攻撃があった場合に放射能漏出事故が生じないように、対策を講じているか答えられたい。対策を講じているのであれば、どのような対策を講じているか明らかにされたい。
(2) 債務者は、浜岡原子力発電所に、航空機が墜落したり隕石や人工衛星の一部や宇宙ゴミなどが落下した場合に、放射能漏出事故が生じないように対策を講じているか答えられたい。対策を講じているのであれば、どのような対策を講じているか明らかにされたい。
2. (1) 浜岡原子力発電所建屋外壁には防水構造扉がそれぞれ何枚あるか明らかにされたい。外側強化扉と水密扉の二重構造の扉については、外側強化扉1枚水密扉1枚として別個に答えられたい。
(2) 浜岡原子力発電所の建屋の防水構造扉を手動で閉める手順について明らかにされたい。
(3) 浜岡原子力発電所の建屋外壁の外側強化扉を手動で閉じるには、外側強化扉1枚あたり、それぞれ何人の人手が必要か明らかにされたい。
(4) 外側強化扉を手動で閉める場合、全開の状態から完全に閉じた状態になるまでにどれくらいの時間を要するか明らかにされたい。
(5) 建屋外壁の水密扉を手動で閉める場合、扉1枚あたり、それぞれ何人の人手が必要か明らかにされたい。
(6) 建屋外壁の水密扉を手動で閉める場合、全開の状態から完全に閉じた状態になるまでにどれくらいの時間を要するか明らかにされたい。
(7) 債務者の防災計画上、浜岡原子力発電所で災害発生時に建屋外壁

の防水構造扉の閉鎖に当たる人数は何人が明らかにされたい。

(8) 建屋外壁の防水構造扉が全て開いた状態から、上記(7)で回答された人数で開いた扉を全て手動で閉じる場合、どれくらいの時間を要するか明らかにされたい。

(9) 建屋内部には水密扉が何枚あるか明らかにされたい。

(10) 建屋内部の水密扉を手動で閉めるには何人の人手が必要か明らかにされたい。

(11) 建屋内部の水密扉を全開の状態から手動で完全に閉めるまでにどれくらいの時間を要するか明らかにされたい。

(12) 債務者の防災計画上、建屋の外壁の防水構造扉と建屋内部の水密扉を閉める手順はどのようになっているか明らかにされたい。

(13) 債務者の防災計画上、浜岡原子力発電所の建屋の外壁防水扉及び建屋内部の水密扉について、全ての扉が開いた状態から、全ての扉を閉めるまでにどれくらいの時間を要するか明らかにされたい。

(14) 浜岡原子力発電所では、所内に駐在する運転員が最も少ないとき、運転員は何人であるか明らかにされたい。また、所内の運転員が最も少ないときとは、どのようなときであるか答えられたい。

(15) 債務者は、浜岡原子力発電所に、上記(14)で回答された最小の数の運転員しかいないときに非常事態が生じた場合、浜岡原子力発電所内の防水構造扉及び建屋内の水密扉を全て閉鎖するために、どのような防災計画を立てているか答えられたい。

3. 債務者は、防水構造扉（外側強化扉及び水密扉）又は同扉の周囲の壁や床、ドア枠が、地震動や地盤沈下、断層のずれなどにより、崩壊又は変形したために、外側強化扉及び水密扉が閉まらなくなる事態を想定した防護策は講じているか。

以上